

# 建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定

其 田 誠

国土交通省関東地方整備局では平成21年度から「建設会社における災害時の基礎的事業継続力認定」制度を開始している。

この制度は災害時、早期復旧には建設会社の協力が不可欠であり、建設会社が備えている事業継続力を関東地方整備局が評価し、適合した建設会社に認定証を発行し、その会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、もって関東地方整備局の災害対応業務の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とするものである。本稿では前段で関東地方整備局での事業継続計画の概要を述べ、後段で認定・評価内容を詳述する。

キーワード：事業継続計画，BCP，評価，認定，地震，防災

## 1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、大規模な津波を伴い、被災区域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こした。

東日本大震災以降、これまでも発生が懸念されてきた首都直下地震や東海地震、東南海・南海地震の発生予測に関する各機関の報道が相次いでいる。また、東京都は本年4月に首都直下地震等による被害想定見直しを公表した。国土交通省では平成24年3月の緊急災害対策本部において首都直下地震緊急対応計画の策定に着手している。関東地方整備局では本省の動きに対応し、同計画の関東版を策定予定である。

しかし防災対策は公的主体のみでなく、国民、企業含めた総合的な取り組みが重要である。とりわけ、緊急対策では実働部隊となる建設業界と一体となった速やかな行動が求められる。

このため平成16年6月には、まず自らの事業継続計画として中央省庁では初となる「国土交通省事業継続計画」を策定し、関東地方整備局でも平成19年2月に「関東地方整備局 事業継続計画」を策定し、同年7月から本格運用を開始してきた。

平成19年12月には建設会社向けに「事業継続簡易ガイド」を公表し、大規模災害発生時における応急対策業務の円滑な執行や一般重要業務の継続体制づくりを進めてきた。平成21年度からは関東地方整備局が「建設会社における基礎的事業継続力」の認定を行い、

建設会社での事業継続計画の促進を図ってきた。認定に当たっては評価要領を公表、最近では平成23年6月に改訂している。

## 2. 関東地方整備局事業継続計画の概要

### (1) 災害想定

本事業継続計画では、災害等の想定として、当面は首都直下を震源とするマグニチュード7クラスの地震、いわゆる「首都直下地震」を対象としている。今後は、東海地震、東京湾高潮、大規模水害等、首都直下以外の災害についても検討予定である。

### (2) 体制

東京23区内で震度6弱以上を観測した場合、関東整備局及び管内の全事務所は自動的に「首都直下地震非常体制」をとり、事業継続計画に基づき、全職員を非常参集し、点検や応急復旧、情報連絡等、災害応急対策業務の重要なものから実施する。

なお、東京23区内で震度5強、あるいは東京都23区以外の管内で震度6弱以上を観測した場合には、「非常体制」をとって、従来の防災業務計画に基づき災害応急対策業務を実施する。

### (3) 首都直下地震の被害想定

本計画で想定している被害は、首都直下地震のうち被災が最も重大になると想定される東京湾北部地震の

被害である。ただし、首都直下地震には18タイプが想定されており、都心から外れた地域で発生する場合も考えられている。現在、中央防災会議での震度、被害予測の見直し中であり、これを受けて見直し予定である。

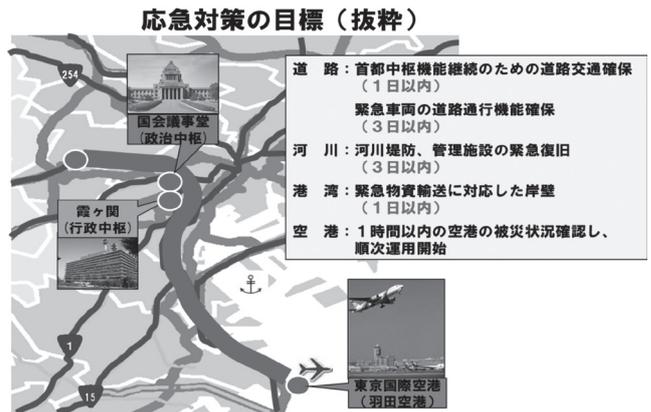
(4) 関東地方整備局の役割

関東地方整備局は地震発生後30分以内に災害対策本部を立ち上げ初動体制に入る。防災初動要員は本局近郊(5km以内)に在住する職員を指名しており、関係機関と連絡を密にし、情報を収集・共有し、正確かつ迅速な広報を行う。

首都直下地震が発生したときに関東地方整備局が果たす役割は、下記項目である。

- ①災害対応体制の構築
- ②情報共有体制の確立
- ③発災当初の活動体制(ヘリコプター、監視カメラ等による被災状況の画像収集)
- ④緊急輸送のための交通確保・緊急輸送活動

緊急輸送路で特に重要な区間(図一1)は、1日以内に通行機能を確保し、空港については1時間以内に被災状況を確認して順次運用を開始、緊急輸送に対応した岸壁は1日以内に利用できるようにする。交通確保のため、緊急輸送ルートを最優先として、道路、港湾、緊急河川敷道路等の緊急復旧を行う。また、都心に位置する事務所を周辺事務所が支援する体制も取られている(図一2)。



図一2 周辺事務所からの道路啓開イメージ

⑤ 応急収容活動

ホテル、空き屋等の既存ストックの活用等により、避難所の避難者を減らす対策を支援。

⑥ 帰宅困難者対策のための応急活動

鉄道等の運行状況及び再開の見込み等、情報伝達の応急活動の適切化を支援。

⑦ ライフラインの応急対策活動

ライフラインの被害状況の把握、事業者の支援。

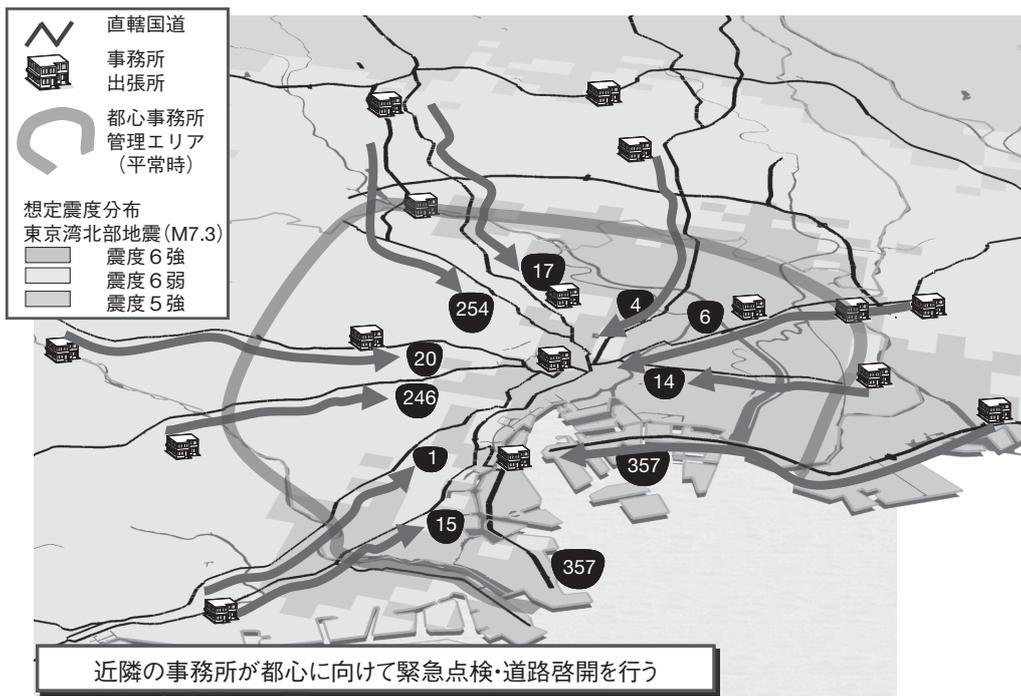
⑧ 二次災害の防止活動

⑨ 自発的支援の受け入れ

国内・国外からの自発的支援の受け入れ調整。

⑩ 交通ネットワークの復旧

被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動に重要なことから、被害状況・復旧状況を把握し、優先的な復旧活動を行う。



図一1 首都中枢機能確保道路

### (5) 関東地方整備局における事前行動

関東地方整備局では、上記の被害想定に基づき、災害に対する平素からの備えとして、次のような事前行動を行っている。

#### ①地震発生後の体制確保

災害対応のための組織体制の整備、職員の安否確認の方法と訓練、代替え拠点、権限代行者の設定、庁舎の耐震診断と補強、水・食料や簡易トイレ等の備蓄、書棚ロッカー等の固定、電源設備の整備、通信手段の確保等

②連携が必要な民間企業への協力要請、連絡窓口の確認、事業継続計画策定の促進等

#### ③関係機関調整

都・県、他省庁出先機関との調整（連絡網の確立、連絡員の派遣、緊急通行車両の事前届、がれき処理の計画の調整等）、業界団体との調整等

#### ④その他

ヘリコプターの自動発進による被災状況調査計画の策定（図-3）、防災訓練の実施等

### (6) 関東地方整備局における震後行動

#### (a) 災害応急対策業務

河川事務所は、地震発生後、堤防や水門等の河川管理施設の緊急点検を実施し、被災箇所は二次災害発生の可能性が高い箇所から優先的に緊急復旧。

道路事務所は、緊急輸送道路をはじめとする道路ネットワークを確保する、発災後速やかに緊急点検や道路障害物の撤去を実施、港湾空港事務所では航路・泊地の確保の他、港湾管理者と連携し、岸壁、臨港道路等の被災点検を実施し、緊急物資輸送を支援。

これら各事務所の復旧作業は災害協定を締結している建設会社に人員・資機材確保を要請し、行われる。

#### (b) 一般継続重要業務

各部局は、通常業務の中で、災害時にも継続すべき業務として河川、道路、港湾に関する情報の提供、緊急復旧に係る許認可手続き、工事入札契約手続き、支払い手続き、各種許認可、指導監督業務等を遂行。

## 3. 「建設会社における基礎的事業継続力」認定制度導入の経緯

関東地方整備局では平成19年に事業継続計画書を策定するなかで整備局単独の対応では復旧は困難であり、緊急復旧の実働部隊である建設会社の事業継続力を高める必要性を再認識した。

前書きでも述べたように、その後、「事業継続簡易ガイド」を公表、「災害時の基礎的事業継続力」の認定を行うことで事業継続計画の普及を図ってきた。平成22年度からは公共工事の総合評価制度に企業の信頼性・社会性を評価する項目で「事業継続力」を評価し、加点することを導入した。

## 4. 認定制度概要

認定手続きの流れは、評価は外部委員も含めた評価部会で書類評価、面接評価を行い、局内の認定委員会で審議し、適合と認められたものは、「災害時の基礎的事業継続力を備えている会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証が発行される。

本認定は、あくまでも関東地方整備局が、災害時の



図-3 ヘリコプター調査

事業継続として災害復旧活動を行う際のパートナーとしてその体制や資機材、訓練等がなされているかを確認するものである。

ここで注意して欲しいのは、いわゆる企業経営全体に関する事業継続計画書（企業BCP）の第三者認証とは異なるものであり<sup>1)</sup> 関東整備局が災害復旧活動に着目して評価、確認を行っている点である。

## 5. 基礎的事業継続力評価にあたっての確認項目・内容と記載のポイント

### (1) 重要業務の選定と目標時間の把握

会社の周辺地域で大規模な災害が発生した場合、自社施設の被災等により業務上の制約が生じる。まず最初に被害リスクの想定が求められる。評価要領では震度6強程度の地震発生想定を勧めている。

建設業は復旧活動の中心的な役割を担う業界であり、災害直後からの迅速な活動が期待されている。発注者や取引先、所在地域周辺からどのように期待されているか想定し、また、経営的な観点も踏まえて、優先的に取り組むべき重要業務の選定を行う。

次に重要業務の緊急対応・事業継続の手順は就業時間内と就業時間外（夜間・休日）とで大きく状況が異なってくるため、それぞれに作成する。目標時間は災害時を想定した移動時間、手段とし、確実に達成できる時間とする。目標時間は認定審査でも重要な確認事項である。

### (2) 災害時の対応体制

災害発生後、できるだけ速やかに社員の安否を確認することが必要であり、誰が動けるのかを把握することは事業継続のための第一歩である。災害時においては回線の切断や輻輳により、電話が繋がりにくい状況も想定されるが、社員やその家族の「安否を確実に確認する」方法が決まっていることが重要である。

次に参集した社員が緊急対応としてどのような役割を果たすのか、その対応体制や任務をあらかじめ決めておく必要がある。災害対策本部長などの災害体制の指示者との連絡が取れず、対応が滞ることも想定し、「災害対策指揮者の代理者及び代理順位を決めておき、災害対策本部長及び代理者がこれを十分認識していなければならない」。

また、建物や設備の耐震対策や重要な業務の継続に不可欠な資料等はバックアップをとり、同じ災害で同時に被災しない場所に保存することが大事である。

### (3) 対応拠点の確保・発動基準の明確化

災害時には、社内及び周囲の情報を迅速に集め指示を出す、あるいは公共団体等と早急に連絡をとるための、自社施設など対応を行う「対応拠点」を決めることが重要である。

しかし、本社が、対応拠点となっても、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフラインの途絶などの理由で使えない場合もあり、代替りの対応拠点（代替対応拠点または代替連絡拠点）を決めておく。東日本大震災時には事業継続計画書を策定し、浸水想定区域内の本社とは別に代替え拠点を建設していた会社が事業活動を継続できた例もある<sup>2)</sup>。

対応拠点等が決まっても、参集に当たって上司の指示が必要であれば、災害時は指示すべき上司が連絡できない状況に陥ることも懸念される。このため一定以上の大災害（震度6弱または23区内震度5強以上の地震）が発生したら、上司の指示を待たずに、社員各自が本来の対応拠点や担当現場に自動的に参集を始めるなどの行動が取れるよう、緊急初動対応の発動基準を定め、周知しておくべきである。

### (4) 情報発信・情報共有

災害が発生した場合、発注者や取引先から会社に連絡が取れなければ、相手は最悪の状況を想定し、他社に業務を依頼する可能性もあり、災害対応に貢献する機会を失い兼ねない。このような状況を回避するため、発注者や取引先と確実に連絡が取れる体制の確保が必要である。

そのためには、発災直後に連絡を取ることが重要な、国、都県、市区町村などの公共団体や関係会社の「連絡先」を把握しておくべきである。また、これに合わせて、会社の緊急時の連絡担当者を定め連絡先を相手側に「示しておくこと」が重要である。

また、災害時にもつながり易い「連絡手段」の確保も重要となる。

東日本大震災時は、ある県建設業協会では災害時用に会員各社の社員名簿を保有、これが役に立ち、連絡がつくまでかけ続けた。

また、電話通信網が壊滅的な状況にあった県では、無線機や衛星電話が役に立ち、公衆電話（テレホンカード）も一部有効だったとの報告もある<sup>2)</sup>。

いずれにしても情報発信・共有が災害時には特に重要となる。

### (5) 人員と資機材の調達

災害時において組織が迅速に事業の継続もしくは再

開を行うために、自社で確保可能な「人員や資機材」の種類や量を概ね把握する。

建設会社の多くは自社だけで必要資源を確保することは困難であり、災害時に不足する資機材を提供する協力会社などの連絡先を把握していることが重要である。特に建設機械のリースは、災害時には多くの企業が同時に必要として取り合いになることが予想されるので確実に必要な機械を借りられるかの確認が必要である。

東日本大震災時は燃料基地が被災したため、重機等を動かす軽油、通勤や運搬のためのガソリンなどの燃料が不足した<sup>2)</sup>。

### (6) 訓練と改善の実施

災害時の重要業務の継続のためには防災担当者だけでなく、全社員が対応の内容を認識し、実行できる必要がある。このためには、「災害時対応の訓練」、(発動基準、対応拠点、代替え連絡拠点、対応体制、代理者及び代理順位の確認とそれに基づいた役割確認等の机上訓練や実働訓練の実施が重要である。

また、定めた事業継続計画書の内容を常に有効なものにするため、訓練結果や予算等とも連動させて、年ごとに定期的に改善すべきである。改善計画や平常時の点検の実施状況の整理も重要である。

## 6. おわりに

平成 21 年度に関東地方整備局で本認定制度を導入

以来本年 3 月末で 204 社が認定を受けている。しかし、これらの会社の半数は東京都内に本社又は支社などがある会社である。関東地方全体の地域防災力向上、企業の社会的責任の観点からも他県企業にも認定を広める必要性を感じている。

東日本大震災にあたりどのように対応したかについて、平成 23 年 6 月に関東地方整備局管内で被害のあった茨城県、栃木県及び千葉県の実業継続力認定を受けた建設会社にアンケート調査を行った。その結果では安否確認、社屋点検、施工中現場点検、関係機関連絡、災害対応要請等、震度 6 強に見舞われた会社でも概ね適切に対応できている。

平時からの災害時事業継続計画が効果を発揮したといえる。

JCMA

### 《参考文献》

- 1) 「建設会社の事業継続力認定制度の意義」第 7 回都市地震工学国際会議 丸谷浩明
- 2) 「東日本大震災における建設業の災害対応実態調査結果まとめ」平成 24 年 4 月 12 日 一般財団法人 建設業振興基金
- 3) 「建設会社における災害時の基礎的事業継続力評価要領」平成 23 年 6 月 国土交通省関東地方整備局

### 【筆者紹介】

其田 誠 (そのだ まこと)  
国土交通省  
関東地方整備局 企画部  
防災対策技術分析官

